令和８年度 第２回 相生市学校教育審議会 議事録

日　　時	令和８年８月２０日（木）１９：００から２０：００
会　　場	相生市立総合福祉会館　３０３研修室
出席委員	安藤会長・中川委員・田中委員・石原委員・岡嶋委員・ 大崎委員・浅見委員・北本委員
出席委員	坂本教育長 大西教育次長（管理担当）・土居教育次長（指導担当）・ 竹口管理課長・國本学校教育課長・立巳管理課副主幹・ 川戸書記
傍 聴 者	なし

１　開会

事務局：　定刻となりましたので、ただ今から、令和８年度第２回の相生市学校教育審議会を開催いたします。

《配付資料確認》

２　教育長挨拶

事務局：　続きまして、教育長の坂本よりご挨拶をさせていただきます。

教育長：　《あいさつ》

（教育長）

出席状況・議事録署名委員の氏名・傍聴者の確認

会　長：　本日の審議会の委員の出席状況をお願いします。

事務局：　本日出席委員は１１名中８名の委員出席いただいております。

「相生市学校教育審議会条例」第６条第２項の規定により過半数の出席がありますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

会　長：　議事録署名委員の指名ですが、今回は、岡嶋委員にお願いします。議事録の署名については、事務局が本日の議事録を作成後、内容をご確認いただき署名をお願いします。

次に、本日、傍聴希望はありますか。

事務局：　傍聴希望者はございません。

３　議事

（１）第１章「計画策定について」

会　長：　それでは議事に入ります。

第１章「計画策定について」ついて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：　前回配付の会議資料の１ページをご覧ください。

本文中の【　】が、修正・置換箇所、取消線が置換前・削除箇所です。修正の基準時点は令和８年４月１日としております。

第１章は４項目ございますので、１項目ずつご説明し、ご質問ご意見をお伺いする形で進めさせていただきます。

１　計画策定の趣旨

修正案は２点ございます。

１点目は、国・県の計画の追記です。国の第４期教育振興基本計画（令和５年６月策定）と、兵庫県の第４期ひょうご教育創造プラン（令和６年３月策定）を追記し、本市のこの中間見直しがこれらを踏まえたものであることを明示いたしました。

２点目は、沿革の修正です。現行の記述は、第２次計画を策定した令和４年度時点のもので、「これから新計画を策定する」という認識になっています。そこで、令和４年４月に第２次計画を策定した経緯を補い、最終段落を「中間年を迎えたことによる中間見直し」の趣旨に置き換えました。

国・県計画の追記は、基準時点で既に策定されている事実の反映であり、地方公共団体が国計画を参酌する努力義務を踏まえれば、記載の必要性は高いものと考えております。

また、沿革の修正は現行のままでは策定時点と適用時点にずれが

生じ、後期計画の本文として読んだ際に事実誤認を招くおそれがあることから、修正が必要かつ妥当と考えております。

会　長：　「計画策定の趣旨」に対して、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

（特になし）

続いて「計画の位置付け」について、事務局説明お願いします。

事務局：２　計画の位置付け

本項は修正なしとしております。

教育基本法上の「教育振興基本計画」及び総合計画の分野別計画という位置付けは、基準時点でも変わらない普遍的な記述ですので、内容を維持いたします。表中の記載も同様に修正なしとしております。

計画の法的な位置付けは、法令に基づくものであり、前期・後期を通じて変わるものではございません。中間見直しは計画の内容を時点に合わせて更新するものでございますので、位置付けの記述にまで手を加える必要はなく、維持することが計画の一貫性の観点からも妥当と考えております。

会　長：　「計画の位置付け」について、修正はないと報告がありましたが、こちらについてご意見、ご質問等はございますでしょうか。

（特になし）

続いて「計画期間」について、説明お願いします。

事務局：３　計画期間

修正案はこちらも２点ございます。

１点目は、１０年間の計画を、前期＝令和４～８年度、後期＝令和９～１３年度と、５年間ずつの二期構成として明示したものです。二期構成をとる相生市の第６次総合計画と考え方をそろえたものでございます。

２点目は、見直しの表現です。現行の「５年間で見直しを行います」という未来形の記述を、後期計画の適用時点と合うよう、「中間見直しを行った上で後期計画を策定することとしています」と、計画のルールとして記述する形に改めました。なお、法

令改正時の見直しと毎年度の点検・評価の記述は、普遍的な運用ルールのため維持しております。

二期構成の明示は、上位計画である第６次総合計画と構成をそろえるものであり、計画間の整合性を図る観点から必要性が認められます。また、見直しの表現を将来形からルールの記述へ改めることは、後期計画がいつの時点で読まれても成立するようにするためのものであり、時点の不整合を解消する点で妥当と考えております。維持した記述についても、運用ルールとして時点に左右されないため、修正不要が妥当でございます。

会　長：　「計画期間」についてのご説明に対して、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

委　員：　資料２ページに「社会経済情勢に柔軟に対応するため」と記載があります。１ページのところでは「社会情勢等を踏まえ」「社会情勢の変化」という表現になっており、「経済」の文字が入っていません。どちらかに表現をそろえる方がよいと思います。

事務局：　今見た限り、「経済」の文字を、削除する方が望ましいかなと考えます。国や県の記載も含めて確認させていただき、修正について判断させていただきます。

会　長：　次回また修正案をご提示いただくことでお願いします。

その他ございませんか。

（特になし）

では次に「計画の対象」についてお願いします。

事務局：<u>４　計画の対象</u>

本項は修正なしとしております。

教育委員会が所管する学校教育・社会教育の施策や事業を対象とするもので、中間見直しによって対象範囲が変わるものではないため、修正は不要と判断いたしました。

計画の対象範囲は、教育委員会の所管に基づくものであり、今回の中間見直しでこの範囲を変更する事情はございませんので、計画の連続性・安定性を保つ上で妥当と考えております。

会　長：　「計画の対象」について、修正はないということですが、ご意見、ご質問等はございますか。

（特になし）

会　長：　それでは、１「計画策定の趣旨」、２「計画の位置付け」、３「計画期間」、４「計画の対象」の４点で、まとめて皆様方からご意見いかがでしょうか。

（特になし）

では１つ目の議題については、「社会経済情勢」について委員から出たご意見について事務局の方で確認した上でそれでまた最終案をご提出いただけたらと思います。

（２）第３章「第１　社会潮流と教育」

会　長：　それでは、続いて、第３章「第１　社会潮流と教育」を議題とさせていただきますそれでは事務局から説明をお願いします。

事務局：　第３章「第１　社会潮流と教育」をご説明いたします。第２回会議資料の４ページから、計画本文では２２ページから２３ページをご覧ください。

第１章と同様、本文中の【　】が修正・追記箇所、取消線が置換前・削除箇所でございます。修正の基準時点は令和８年４月１日としております。

６項目ございますので、同様に１項目ずつご説明し、都度ご質問・ご意見をお伺いいたします。

なお、進め方につきまして、あらかじめ１点お断りを申し上げます。６項目のうち、５番目の「グローバル化の進展」と、６番目の「人生１００年時代への移行」の２項目は、内容が学校教育分野にとどまらず、社会教育分野にも広くまたがる事項でございます。本市の計画では、社会教育分野に関する事項は、別に設けております社会教育委員会議において審議し、決定することとしております。

このため、この２項目につきましては、最終的な審議・決定は社会教育委員会議に委ねることとなりますが、学校教育審議会の委員の皆様からも、ぜひ幅広い観点からご意見を頂戴したく存じます。

頂きましたご意見は、事務局において取りまとめ、社会教育委員会議へお伝えいたします。したがいまして、この２項目につきまし

ては、結論を出す形ではなく、意見集約のみとさせていただきますので、この点、あらかじめご理解を賜りますようお願いいたします。それでは、順にご説明いたします。

事務局：<u>１　少子高齢化・人口減少社会の到来</u>

修正案は２点でございます。

１点目は、人口数値の時点修正です。現行の「令和２年国勢調査で２８，３５５人」という値を、最新の令和７年国勢調査の値へ更新いたします。ただし、確定人口の公表が令和８年秋以降となる見込みのため、現時点では数値を伏せ、公表後に確定値を差し替える形としております。

２点目は、教育分野への影響として、「不登校児童生徒の増加や多様な支援を必要とする子どもへの対応」を追記いたしました。

人口数値は計画の基礎となるデータであり、最新の国勢調査を反映する必要性が高いものでございます。また、不登校・多様性への対応の追記は、国の第４期計画・県の第４期プランがいずれも共生社会に向けた学びや不登校支援を掲げていることに加え、本市においても不登校が増加傾向にある実態を踏まえたものであり、課題として明記することが妥当と考えております。

会　長：　それでは、「少子高齢化・人口減少社会の到来」について、ご意見、ご質問ございませんか。

委　員：　最初のセンテンスのところで、社人研（国立社会保障・人口問題研究所）の人口推計について「２０５０年には１億人を下回る」とありますが、令和５年に社人研の人口推計が改定され、１億人を下回るのが２０５６年となりますので、記載を改めた方がいいのではないかと思います。ご確認をお願いします。

もう一点、一番最後のセンテンスについてです。不登校・多様性の課題の追加はもちろん大事であり記載すべきだとは思いますが、主語といいますか、「少子高齢化・人口減少社会の到来による教育分野への影響」は、地域の教育力低下などとは因果関係がありますが、人口減少社会の到来が「不登校児童生徒の増加や多様な支援を必要とする子どもへの対応」に直接的な影響があるのかという点に少し違和感があります。もし書くのであれば個々で区切って、「ま

た、不登校児童生徒の増加や多様な支援を必要とする子どもへの対応などの課題が顕在化している」というように文を分けた方がよいのではないかと思いました。

事務局：　１点目につきましては確認して検討させていただきます。２点目につきましては、おっしゃるとおり並列であることに違和感があるため、文章表現の見直しを検討させていただいた上で、次回ご報告させていただきます。

会　長：　その他ございますか。

それでは「自然災害や新型コロナウイルスなどの感染症への対策」について事務局よろしくお願いします。

事務局：２　自然災害や新型コロナウイルスなどの感染症への対策

修正案は２点でございます。

１点目は、自然災害に関する時点修正です。令和６年に発生した能登半島地震を具体例として追記するとともに、南海トラフ地震の発生確率を、最新の長期評価に基づき「３０年以内に６０～９０％程度以上」へ更新いたしました。

２点目は、感染症に関する記述の修正です。新型コロナが５類へ移行したことを踏まえ、「新しい生活様式」を前提とした記述を削除し、「感染症の流行等の非常時においても、ＩＣＴを活用した学びの継続など、学びや生活を保障する取組が必要」という記述に置き換えました。

自然災害の記述は、策定後に生じた能登半島地震や、発生確率の更新という事実を反映するもので、防災上の重要性からも必要性が認められます。感染症の記述は、５類移行により対応が平時の枠組みへ移った現在、「新しい生活様式」を前提とした記述が時点に合わなくなっているため、修正が妥当でございます。あわせて、ＧＩＧＡスクール構想で整備した端末を非常時の学びに活用するという国の方針とも整合性がとれているものと考えます。

会　長：　「自然災害や新型コロナウイルスなどの感染症への対策」について、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

委　員：　能登半島地震の記載についてですが、熊本の地震や千葉県の大雨といった被害もありましたので、このあたりをその時点でどのように表現するのかという点はいかがでしょうか。

事務局：　作成した時点以降に災害が発生していることは承知しておりますが、計画の性質上、令和８年４月１日時点で確定している要素で構成しているという点がございます。他の項目にも影響してくる可能性があるため、追記する・しないについては検討させていただきますが、ご了承ください。

会　長：　その他質問はいかがでしょうか。

（特になし）

それでは続いて「働き方改革」に参りたいと思います。

事務局：３　働き方改革

現行の記述では、働き方改革関連法の成立などで労働環境の改善への気運が高まる中、学校においても教職員の長時間勤務が課題となっており、働き方改革は急務である、という趣旨を記載しております。この基本的な認識は変わらず重要でございますので、維持いたします。

その上で、計画策定後に全国的に顕在化した新たな動向として、３点を追記いたしました。

１点目は、志望者の減少や教職員不足を踏まえた、教職の魅力向上と人材確保でございます。２点目は、校務のデジタル化による負担軽減でございます。３点目は、部活動の地域クラブ等への展開、いわゆる地域移行でございます。なお、これら３点は全国的な社会潮流として記述するものでございます。本市の具体的な取組や事業名は、この後の第４章でご審議いただく事項でございますので、本項では固有名詞には踏み込んでおりません。

これら３点は、計画策定時には現在ほど大きな論点となっておらず、基準時点では働き方改革に欠かせない要素となっておりますことから、反映の必要性が高いものでございます。

その根拠といたしましては、教職員不足と校務のデジタル化は国の第４期計画に、部活動の地域移行は令和７年１２月策定の国のガイドライン、県の第４期プランにも、いずれも位置付けられており

ます。修正にあたっては、本市の教育に関わりの深い３点に絞って簡潔に補うことで、現状を的確に示しつつ分量のバランスを保つものとし、妥当と判断しております。

会　長：　「働き方改革」について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

委　員：　修正４行目の「教職の魅力向上」という表現についてですが、「魅力向上」という言い方に違和感があります。労働環境改善とは少し違うように個人的に思います。

事務局：　「魅力向上」という表現は国が使用しているもので、様々な要素が複雑に絡み合う点を大きくまとめる観点から採用しておりますが、ご意見として頂戴し、他の表現がないか確認の上判断させていただきます。

会　長：　その他ございませんか。

では私からですが、この新しい一文を入れたことによって１行目の最後からの「労働環境の改善の気運が高まり」という部分と繋がっていないような気がいたします。一度文章を切って、「労働環境の改善の気運が高まっている。けれども、学校では長時間勤務が実態になっているから志願者が減少している」というような形にするなど、先ほどの委員のご意見も含めて、文章の繋がりを再度ご検討いただきたいと思います。

委　員：　「長時間勤務」だけが原因なのかどうか、その他に原因はないのかという点が気になり、表現としてこれで限定してしまっていいのかと思いました。

事務局：　ご指摘の点につきましては、置き換えを行ったことで不整合が生じていると捉えております。総合的に判断し、全体の流れが分かりやすくなるよう修正を検討させていただきます。

会　長：　その他ご意見はございますか。

（特になし）

では続いて、「超スマート社会（Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０）の到来」についてお願いいたします。

事務局：４　超スマート社会（Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０）の到来

本項では、既存の「人工知能（ＡＩ）」という記述に、「生成ＡＩをはじめとする」を追記する修正を行っております。これは、独立した文章を新たに加えるのではなく、既存の記述にキーワードを補う形といたしております。

生成ＡＩは、計画策定後の令和４年末以降に急速に普及し、社会と教育の双方において大きな潮流となっております。国におきましても、生成ＡＩの利活用に関するガイドラインが示され、その後改訂も重ねられるなど、教育現場での位置付けが明確化されておりますことから、これを社会潮流として反映する必要性が高いと考えております。

修正の手法といたしましては、既存の「人工知能（ＡＩ）」に「生成ＡＩをはじめとする」という文章を追記することで、後段のＧＩＧＡスクール構想や情報活用能力、情報モラルに関する記述との重複を避けております。これらの後段の記述は、基準時点においても有効かつ重要な論点でございますので、修正はいたしておりません。

以上のことから、必要な動向を的確に反映しつつ、記述の簡潔さも保てるものとして、妥当と考えております。

会　長：　この項目についてご意見はございますか。

（特になし）

それでは続いて「グローバル化の進展」です。先ほどご説明がありましたとおり、社会教育委員会議との兼ね合いとなりますのでご了承ください。お願いいたします。

事務局：５　グローバル化の進展

修正案は２点でございます。１点目は、環境問題の記述に「脱炭素社会への移行が求められる」を追記したものでございます。２点目は、育成する人材像を「持続可能な社会の創り手として」と明確化したものでございます。

まず、脱炭素に関する追記でございます。脱炭素は、国家的にも

世界的にも大きな政策目標となっております。本市の第６次総合計画におきましても、環境分野で脱炭素・カーボンニュートラルに向けた取組を掲げておりますことから、市の他の計画との記述の整合を図る観点からも、追記が妥当でございます。

次に、「持続可能な社会の創り手」でございますが、これは、学習指導要領の前文や、国の第４期教育振興基本計画にも掲げられた、教育政策上の中核的なキーワードでございます。現行の記述は既に「活躍できる人材を育成する」と述べておりますことから、その人材像を、国の計画や学習指導要領の表現に合わせて明確化するものでございます。

会　長：　ご意見等はございますか。

（特になし）

それでは次に、「人生１００年時代への移行」についてお願いいたします。

事務局：６　人生１００年時代への移行

本項では、「複数の仕事を持つこと」という記述の前に、「リカレント教育により学び直しながら」という語句を補いました。

現行の記述は、長い生涯の中で複数の仕事を持つといった、職業人生の複線化には触れておりますものの、それを支える「リカレント教育」、すなわち社会人の学び直しという概念が示されておりません。リカレント教育の推進は、人生１００年時代を見据えた政府の構想以降、一貫した政策の潮流となっており、国の第４期教育振興基本計画では「リカレント教育の推進」が、県の第４期プランでも「社会人の学び直しの支援」が、それぞれ施策として明示されております。

こうした基準時点で定着した政策用語を明示することで、国・県計画との対応関係が明確になりますことから、追記が妥当と考えております。なお、第２段落の生涯学習の充実に関する記述は、基準時点でも有効であり、本計画の生涯学習分野の基調とも一致いたしますことから、修正はいたしておりません。

会　長：　ご意見・ご質問はございますか。

委　員：　「リカレント教育」の表記について確認です。修正案の中で「リカレント教育（学び直し)」と書かれていますが、リカレント教育＝学び直しという認識なのでしょうか。リカレント教育は「生涯を通じて学び続ける」ことであり、学び直しとは少し違うのではないか、また、学び直しの手段がリカレント教育なのかと少し違和感を持ちました。

事務局：　引用元など確認の上、ご回答いたします。
なお、社会教育委員会議にはまだかかっておりません。

会　長：　まだ社会教育委員会議にはかかっていないとのことですので、ここで議論して社会教育委員会議に持って行っていただくということですね。次回再度ご確認いただき、社会教育委員会議へ提出する形といたします。
それでは「社会潮流と教育」全体振り返っていかがでしょうか。

委　員：　コロナウイルスなどの感染症のページについてですが、さきほどありましたように、能登半島地震などの具体的な事例を盛り込むのか、あるいは古い印象を与えないよう「震災」や「地震」とざっくり表現する方がよいのではないでしょうか。

事務局：　市の第６次総合計画の中で「能登半島地震」という表記がされているためそれに倣った形にしておりますが、入れなければいけないわけではないため、総合的に判断させていただきます。

会　長：　抜いてもよいですし、残すのであれば「各地で災害」とするなど、ご検討ください。

委　員：　基準時点が令和８年４月１日とのことですが、後期計画として実効性を持つのは令和９年度からでよろしいでしょうか。どこかで「令和８年４月１日を基準」と明記しないと、令和８年度の部分が抜けてしまっているような印象を与えないか心配です。

事務局：　ご指摘のとおり令和９年度からとなりますが、審議を重ねて決定するにあたってどこかで時点を区切る必要があるため、現時点では令和８年４月１日現在を基準としております。明記の方法も含めて

検討いたします。

会　長：　それでは、「社会潮流と教育」の全体を振り返ります。本日の意見として以下の点が挙げられました。

・社人研の人口推計について２０５６年の確認と、「不登校」の追記に関する記述の主語・文脈の整理。
・能登半島地震などの具体的表記の扱いについて再検討。
・前半の「労働環境改善の気運」と後半の記述の不整合について総合的に見直す。
・「リカレント教育」の定義の精査。
・令和８年４月１日基準である旨をどこかに明記する方向で検討。

これらについて、事務局で修正案をご検討ください。第３章「第１　社会潮流と教育」についての協議はこれで終了いたします。

（３）第３章「第２　相市の現状」

会　長：　続いて、第３章「第２　相市の現状」を議題といたします。お願いいたします。

事務局：　第３章「第２　相生市の現状」の資料についてご説明いたします。本日配付させていただいております、審議会資料（その２）をご覧願います。計画書では２４ページ以降の部分となります。

本章は、本市の教育をめぐる現状を、各種の統計データやグラフで客観的に整理した部分でございます。第２次計画の中間見直しにあたり、これらの表・グラフを、直近の令和７年度までのデータに更新いたしました。従前表記していたグラフデータで、現在調査されていないものにつきましては、今現在調査が行われているものに置き換えする形で更新しております。

具体的には、人口の推移、市立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数、全国学力・学習状況調査、意識に関する調査、全国体力・運動能力調査、いじめや不登校などの状況、そして図書館や体育館をはじめとする社会教育施設の利用状況といった項目でございます。それぞれ、最新の数値に置き換えるとともに、現状を端的に示すコメントもあわせて見直しております。

なお、令和７年度の国勢調査に関する数値など、空欄となっている箇所につきましては、データが公表された後に追記させていただきます。

これらのデータは、第４章以降の施策の点検や、今後の取組の方向性を検討する際の基礎となるものでございます。全体としては、人口や子どもの数が減少する一方、学力や体力は多くの項目で全国平均と同水準を保っているといった傾向が伺えます。

本資料は現状把握のための参考資料でございます。個別のデータにつきましては、後ほどお目通しいただければ幸いです。

表グラフの中で見にくい点などがあれば、事務局へお伝えいただければと存じます。

会　長：　「相生市の現状」に関する各種データについて、ご意見・ご質問はございますか。

委　員：　文字がズレている部分が散見される。
グラフの凡例が表示されていない。
グラフの年度が抜けている。　　等

事務局：　データを無理やり修正したところで、校正等につきましては今後事務局の方で精査して、仕上げます。現状のデータについて初見では難しい部分もあるかと思いますので、次回までに各自でお目通しいただき、ご意見いただければと思います。

４　その他

（１）「Ｄ・Ａ・Ｉ・Ｃ・Ｈ・Ａ・Ｎ」アクションプログラムについて

会　長：　続きまして、「その他」（１）「Ｄ・Ａ・Ｉ・Ｃ・Ｈ・Ａ・Ｎ」アクションプログラムについて事務局からご説明をお願いします。

事務局：「Ｄ・Ａ・Ｉ・Ｃ・Ｈ・Ａ・Ｎ」アクションプログラムについて

このプログラムは、相生市第２次教育振興基本計画の基本目標である「未来を拓き　絆ひろがる　相生の教育の推進」を、より具体化し重点化するものとして、令和７年度より推進しているものでご

ざいます。本市では「教育立市」を目指し、子どもたちに必要な力、求められる力を育てる取組を進めており、本プログラムはその考え方を整理したものでございます。

まず、子どもたちに育てたい力を、学習指導要領に基づき２つに整理しております。

１つは、知識・技能や、思考力・判断力・表現力といった、いわゆる「認知能力」でございます。

もう１つが、学びに向かう力や人間性にあたる「非認知能力」です。これは、知能検査や学力検査では測ることのできない、意欲や粘り強さ、協調性、自己肯定感といった力を指します本市では、認知能力に加え、非認知能力の育成を特に重視してまいりたいと考えております。

こうした力を育てるため、「夢の実現に向けはばたき　粘り強く生き抜く力」を掲げ、育てたい力を７つのキーワードに整理いたしました。夢や志を表す「ＤＲＥＡＭ」、絆やふれあいの「愛」、情報活用の「ＩＣＴ」、言語・英語力の「コミュニケーション力」、自己肯定感などの「非認知能力」、ふるさと意識の「相生愛」、そして知識・思考力の「認知能力」でございます。この７つの頭文字をとって、「Ｄ・Ａ・Ｉ・Ｃ・Ｈ・Ａ・Ｎ」アクションプログラムと名付けております。

お手元資料の裏面には、この７つのキーワードごとに、取組の内容を一覧表として整理しております。表は左から、キーワードごとに「育てる力」、その力を育てるための「主な教育活動」、対応する「第２次あいおいの教育わくわくプランの取組事項」、そして達成状況を測る「評価指標」の順にまとめております。

例えば「ＤＲＥＡＭ」であれば、夢や志、向上心を育てる力とし、キャリア教育の充実などを主な教育活動に位置付け、全国学力・学習状況調査の「将来の夢や目標を持っていますか」といった設問を評価指標としております。

このように、育てたい力と、日々の教育活動、計画上の位置付け、そして評価の指標までを、一続きに結び付けている点が、この一覧表の特徴でございます。

本プログラムは、次回以降の審議の参考資料として、委員の皆様にご確認いただくものでございますので、後ほどご清覧いただければ幸いです。事務局からの説明は以上でございます。

会　長：　ただ今のご説明について、ご質問等はございませんか。

（特になし）

（２）事務連絡

事務局：　第３回相生市学校教育審議会

令和８年９月１６日（水）１９時～

相生市立総合福祉会館４０２会議室

第３回会議の資料につきましては、本日いただいたご意見を盛り込みながら、第４章「これからの相生市の教育」についての修正案を作成し、次回審議会の２週間前を目途に送付させていただく予定です。よろしくお願いいたします。

会　長：　それでは、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、第２回相生市学校教育審議会を終了いたします。お疲れ様でした。

２０：００　終了